



～賃貸住宅オーナー向け新商品～
孤立死等による家賃の損失を補償する商品の販売開始について

ジック少額短期保険株式会社（以下、当社と言います。）は入居者の孤立死等に対応した新商品を開発し、9月1日から販売を開始します。

賃貸住宅のオーナー様（家主様）にとって、入居者死亡による居室の汚損等の被害は深刻であり、家賃損失の補償ニーズは年々高まっています。こうした環境変化に対応すべく、当社は、シノケングループの賃貸住宅オーナー様向けに、家賃の損失補償に特化した新商品を開発しました。シノケングループでは旧来よりオーナー様に、『お客様の資産づくり』を目的とした賃貸住宅経営のご提案を行い、販売後のサポートまで一貫したサービスをご提供してまいりましたが、連結子会社である当社が開発した新しい保険商品を発売することにより、オーナー様のサポートを更に強化する事が可能となりました。

新商品の概要

シノケンの家賃補填保険（ペットネーム：賃貸経営サポート保険）

- 加入対象者：シノケングループが販売する投資用アパート・マンションをご購入頂いたお客様で、株式会社シノケンファシリティーズに賃貸管理業務を委託して頂いている物件のオーナー様
- 特長：
 - 賃貸住宅内で発生した死亡事故（自殺、他殺、傷害致死、孤立死）によって、賃貸住宅が「事故物件」となったことによって生じた家賃収入の損失や、当該事故によって生じた賃貸住宅の汚損等による損害にかかる費用を補償します。
 - 入居者死亡による家賃損失を補償する単独の商品です。補償内容は次のとおりです。

| 補償の種類 | 補償の内容 | お支払い限度額 |
|----------------|---|-----------------------|
| 家賃収入等 損害保険金 | 事故物件となった賃貸住宅が「事故物件」となったことによって生じた家賃収入等の損失を補償 ※家賃の30%を3年間分(36か月)補償 | 家賃10.8か月分 (※3年30%) |
| 原状回復 費用保険金 | 事故物件となった賃貸住宅の清掃・消臭費用、修理費用、遺品整理費用等の原状回復のための費用を補償 | 家賃6か月分 |

(3)保険料は賃料の約0.2%となっております。

- 新設の背景：不幸にして死亡事故が発生してしまった賃貸住宅では、その後、空室・家賃値引き等による家賃収入の損失や各種費用負担が重く、また、ローンを返済中のオーナー様にとっては賃貸経営上の大きなリスクと予測されます。当保険を活用した新サービスの適用を受ける事で、これらのリスクを回避できるようになります。オーナー様にとっては「安心してお部屋を貸す事ができる」というメリットがあります。

以上

ジック少額短期保険株式会社
 代表者：代表取締役 菅沼 敏和
 本 社：千葉県東金市東岩崎 15 番地 6 Tel：0475-50-2240
 東京支店：東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号 住友芝大門ビル